

## 第22回「政策推進作業部会」議事概要

日時 平成27年6月26日(金) 13:30~14:55  
場所 中央合同庁舎第四号館 全省庁共用 1214 特別会議室  
出席者 委員：常本部長、阿部委員、大西委員、加藤委員、菊地委員、佐々木委員、  
佐藤委員、篠田委員、本田委員、丸子委員  
事務局：池田内閣審議官、内閣参事官ほか  
傍聴：財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省ほか

### 議事

#### 1. 政策推進作業部会報告(案)について

##### (1) 政策推進作業部会報告のとりまとめに当たっての委員等からの報告等

##### ①文化庁より国立のアイヌ文化博物館(仮称)基本計画の概要について次のとおり説明

- 象徴空間の博物館については、調査検討委員会の報告書を今年3月にまとめ、その後、関係省庁等との調整も踏まえた上で、今回、基本計画を策定し公表しようというものであり、その概要について説明する。

博物館の理念については、「アイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」としており、また、その理念に基づき博物館の目的を設定している。

博物館の基本的な業務としては、展示、教育・普及等、5つの業務を設定し、博物館の組織・運営については、アイヌの方々が主体的・積極的に参画できる体制を構築するとともに、象徴空間内の他の機能との一体的な管理運営を検討するとしている。

博物館のネットワーク・広報については、国内外の博物館、研究機関等とのネットワークを構築するとしている。

施設規模については、延床面積を従来8,000平米としていたところを8,600平米としており、これは、当初象徴空間全体の中で整備予定であった管理運営機能等の部分を博物館の中に整備することとした結果、面積を広げることになった。

展示のイメージについては、常設展示及び特別展示、子供向け展示、映像等を流すシアターからなり、このうち常設展示は更に「基本展示」と「テーマ展示」の2つに分けている。「基本展示」はアイヌの歴史・文化の基本的な事象をアイヌの方々の視点から展示するというもの。「テーマ展示」はアイヌの地域による文化の違いの比較や、特定の地域における特徴的なアイヌ文化の紹介、あるいはアイヌ文化の資料を海外等から借りて里帰りという形で行う展示などを考えており、特定のテーマに基づき短い期間で頻繁に入れ替えを行うことでマンネリ化を防ぐとともに、リピーターを増やしたいと考えている。

博物館の施設としては、ほかに収蔵庫及び調査・研究室等の施設を整備する。

今後のスケジュールについては、この基本計画を公表後、博物館の施設や展示の設計作業に入り、平成29年から建設工事を実施、平成32年の開館を目指して準備を進めたい。

- 海外の先住民族関係の博物館関係者は、この博物館に対する関心が非常に強く、先日会った台湾の原住民族関係の博物館も、できれば姉妹館になりたいと言っており、そういった関心を国際的にも集めていることから、是非いいものに仕上げていただきたい。

##### ②北海道アイヌ協会より北海道アイヌ協会総会決議について次のとおり説明

- 5月17日に北海道アイヌ協会の定例総会を開催し、「慰霊及び管理のための施設とその周辺環境の整備について」を総会決議したので読み上げる。

「アイヌの人骨等の返還・収集や慰霊及び管理のための施設の基本的考え方については、別添資料のとおり、これまで理事会等において検討をし、その結果を踏まえ、国の政策推進作業部会等の場において取り組んできたところです。この度、こうした経緯等を踏まえ、慰霊及び管理のための施設とその周辺環境の整備に関する基本的方向性を次のとおりとし、この内容をもって公益社団法人北海道アイヌ協会の総意として確認し、これをもって、その実現をさらに国に対し訴えていくものとする。

- 1 人骨等の返還や保存等が長期にわたるので、人骨と副葬品を分けて、永続的に最良の状態を保

存・管理するための条件や返還等に伴う条件について、専門家の意見を聞き、必要な施設機能について検討を進めること。

- 2 慰霊及び管理のための施設を中核としたその周辺環境は、先祖が葬られた墓所に相応しい高所にある静謐な空間を確保し、伝統的な精神世界が重んじられ、先祖に対する慰霊精神の表れとして理解されるよう、広がりや湛えた落ち着いた整備空間とすること。
- 3 慰霊空間には、施設整備の経緯・意義を教育、啓発を通じ後世に伝えられる工夫、関係する記録等の保管、儀式を行う環境、この整備空間を遠方から確認できる工夫などを確保すること。
- 4 来訪者が過去に真剣に向き合い、民族共生の思いを心に留め、東西南北、過去と現在の心の対話に木霊を感じ響きあえる広い土地空間を確保し、民族共生の象徴や歴史的意義を持たすため、みんなが集う場にするとともに、追悼を通じて新しい人権文化を発信する整備された土地空間とすること。」

- この慰霊施設の場所については寂しくない場所にしてほしいと再三にわたって私は訴えてきた。寂しくない場所というのは、熊が出たら困るということ。ポロト付近には実際に熊がでるので、見通しのいい、寂しくないつくり方にしないと施設へは入っていけないので、そのことを含めてお願いしたい。
- 協会の方々にお伺いしたいのだが、仮に年間の維持経費が数千万円になった場合、これは協会の会員や他のアイヌの方々には納得されるのか。
  - 仮の話には答えられない。維持経費は施設の管理運営の仕方によると思う。
- 「遠方から確認できる工夫」というのは、かつて墓参の習慣がなかった時代の遺骨をさらしものにするような広い空間に置きたいということか。
  - これまで北海道アイヌ協会が申してきたとおり、全国12の大学に保管されている遺骨については返還が第一だが、時間が相当経過しており遺族も特定できず、また、発掘された場所はわかっているとしてもその祭祀継承者が特定できないなどという非常に難しい問題がある。

そういったことも含めて、当時何が行われたのかということをお日本の人たちはよくはわかっておらず、アイヌの人たちもわかっていない部分があるので、訪れた人には、ここはどういう場所なのかということをおアイヌの歴史として認識し、あるいはそこに眠っている人たちのことをしっかり想起してもらいたい。

ここは何なのだろうかということをおわかってもらえるような、そういう場所にしていただきたい、その意味での決議となっている。
- この慰霊・管理施設のあり方については、これまで北海道アイヌ協会からは一貫した形で要望が出ており、今回もその延長線上にあるものと理解している。

一方で、この慰霊あるいは管理のあり方については、広く見ればアイヌの方々にはいろいろな御意見があるということは確かであり、それは事務局において昨年道内各地を回って、地元の方の御意見を聞きながら丁寧な手続を進めているところかと思う。

そういったことも含めて、今後、さらに丁寧な意見の聴取を踏まえて、最終的な建設に至るのだろうが、北海道アイヌ協会からの御意見としては一貫しているということは十分に前提として踏まえているものと考えている。

### ③委員より「イランカラプテ」キャンペーンの新たな展開について次のとおり説明

- 「イランカラプテ」キャンペーンも徐々に観光業界等を中心に認知が高まっており、今までの積極的な取組に心から感謝する。

今後は、さらに国民理解の推進を図るため、新たな取組として主要な公共施設等におけるアイヌ文化の発信をこれまで以上に大胆な規模で展開していただきたい。

先日、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会まで外国人観光客が増えるということをお視野に入れ、北海道の玄関口である新千歳空港国際線ターミナルを5割増床するという発表があった。新たに文化発信に係る施設等をつくるということになれば大きな投資が必要になるが、増築などの際に最初から組み込めればより実現可能性が高まると思われ、例えば、カナダのバンクーバー空港、オーストラリアのアリス・スプリングス空港などは空港全体が大きなモニュメントのゾーンになっており、空港を降り立った時点でその先住民の文化を体感できるようになっているので、そのような環境を是非北海道の玄関口につくっていただきたい。

北海道空港株式会社の御理解と御協力が前提ではあるが、新千歳空港ターミナルビルの主要動線にアイヌ文様や工芸品等による装飾を組み込んでアイヌ文化の情報発信を飛躍的に強化していただきたい。今のようなショーケースに入った展示というのももちろんすばらしいのだが、より大胆な規模、例えば全面のカーペットがアイヌ文様できているとか、北海道の小学校・中学校の御協力をいただいて子どもたちに一部分をつくっていただき、それを巨大に張り合わせたようなタペストリーをつくって展示をすとか、これはコストをかけないということもあるが、大きな道民運動に繋がっていくだろうということで提案したい。

アイヌ文化発信の核となる取組によって観光立国の実現に資するとともに、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催効果を是非地方にも波及させていただきたい。そして、これができることによって、オリンピック・パラリンピックまでに完成が予定されている象徴空間への玄関口としてすばらしい機能を発揮してくれると考える。

- 大変積極的でいい意見なので、何とか実現に向けて力を貸していただければありがたい。
- バンクーバーとアリス・スプリングスの例が挙げられているが、ほかにニュージーランドのオークランド空港はマオリの文化を象徴しており、大変印象深いのは飛行機から降りた客がマオリのゲートをくぐらないと空港に入れないようになっていること。確かに世界にそういったものはいくつかあり、是非新千歳空港もその方向で進められればと感じている。

## (2) 政策推進作業部会報告（案）についての意見交換等

### ① 事務局より次のとおり説明。

- 報告の構成としては「Ⅰ. はじめに」「Ⅱ. 「民族共生の象徴となる空間」の具体化について」「Ⅲ. 北海道外アイヌの生活実態調査を踏まえた全国的見地からの施策の展開について」「Ⅳ. 国民理解を促進するための活動について」の4つが大きな柱となっている。

- 「Ⅰ. はじめに」は、この部会報告をとりまとめた経緯を記載している。

- 「Ⅱ. 「民族共生の象徴となる空間」の具体化について」は、象徴空間の中核区域の検討状況、象徴空間の運営に係る基本的な考え方、遺骨等の集約・保管・返還の在り方について記載している。

まず、象徴空間の中核区域のうち、博物館、民族共生公園、体験交流等活動については、平成32年の一般公開に向けて遅滞なく取組を進めることが重要であるとともに、地元の白老町や北海道内外各地域のアイヌの皆さんの意見も引き続き聴きながら検討を進めることが必要としている。

博物館の位置については、関係者等からの様々な意見を聴取しつつ、防災や景観、来場者の動線の観点等にも配慮して、中核区域の土地利用計画の変更が妥当であれば、象徴空間基本構想の改定を行うべきという提言としている。

目標とする来場者数の考え方については、来場者に応じたプログラムの検討や事前のPR活動などを行うにあたり、関係機関において目標来場者数を共有し、活動の方向性を見出すことに必要なため設定している。

各地域との連携方策の必要性については、昨年秋以降、全国各地のアイヌの皆さんと意見交換を進めてきたところであり、今回は具体的にどういう連携を図るのかという内容までは示していないが、白老町だけではなく各地域にも一定の役割を与えながら連携を進めることについて、各地域の皆さんと引き続き意見交換をしながら検討していきたい。

次に、象徴空間の一体的運営に係る基本的な考え方については、管理運営する仕組みとして、基本計画と中期事業計画を策定するという、国が整備する施設を管理運営するための主体を指定するという、運営するための協議会を設置するという、この3点が閣議決定の中で既に示されているが、それを実際にどう具体化していくかということを示したものとなっている。

基本計画については、文部科学大臣及び国土交通大臣が定めるべきであるとし、その内容としては、博物館及び民族共生公園の正式名称や業務執行の基本的な考え方、運営主体に関する基本的事項、広域関連区域の指定、運営協議会に関する基本的事項などを具体的に定める必要があるとしている。

中期事業計画については、3年なり5年と期間を区切った上で、業務執行方針や業務目標、事業内容などについて定めるものとしている。

また、これらの計画の策定に当たっては、アイヌの皆さんの主体的な参画を確保するための措置を検討する必要があるとしている。

運営主体が行う業務については、博物館及び民族共生公園の管理運営、象徴空間における文化伝承、人材育成、体験交流活動等の実施、集約された遺骨の保管施設の管理業務、アイヌ文化振興に関する情報発信、運営協議会の庶務、それらの附帯業務を、今の段階で想定される業務として掲げている。

運営主体に求められる条件については、象徴空間の総合的かつ一体的な運営を確実に実施するための組織体制等を有していること、一部の人や地域に偏らず公平・公正な運営が図られること、アイヌの伝統や文化に通じアイヌの皆さんの主体的参画を図ることがより確実になる組織体制、活動実績、ノウハウを有すること、国からの業務を受託するにふさわしい公益性、組織体制、財務基盤等を有すること、以上の4点を掲げている。

運営協議会については、現地の事業実施段階における関係者の連絡調整を行うとともに、多様なアイヌの皆さんの参画を得る役割を担うので、協議会の代表にはアイヌの皆さんを代表する方が含まれていることが望ましいとしている。

- 遺骨等の集約・保管・返還の在り方については、集約の範囲は現在大学が保管している遺骨等を基本とし、特に副葬品の範囲については、平成25年6月にアイヌ政策推進会議が了承した基本的な考えに従うこととする。また、これから発掘されるものについては、関係法令を遵守することを基本とし、これらを集約の対象とする必要性についても、これまでの検討内容に照らして判断することとしている。

全国の博物館等における遺骨等の保管状況調査はこれから実施するが、その調査結果を踏まえてその取り扱いを議論する。

遺骨等の集約にあたっては、閣議決定の基本方針において「関係者の理解及び協力の下で」行うこととされていることを踏まえて、大学が任意で遺骨等を提出するよう協力を求めるとしている。

なお、強制的に集約を行おうとする場合には法律の制定が必要となるが、それには集約対象の厳密な定義付けと、その定義に基づく遺骨ごとの個別の判断が必要となり、各大学で保管している遺骨等に関し判明している情報等を考慮すると実施は困難なため、任意できちんと進めていくことが現実的である。

そのため、集約の方法としては、大学が参考とすべきガイドライン及び当事者の関係性等を定めた契約の標準約款案をつくる必要があるとしている。

保管の在り方については、集約される遺骨は、今後の議論の方向性に応じて、返還の対象となり得ることや研究へ寄与する可能性があることに留意して、短期間で著しく現状を損なうことがないように、最適な温湿度が保たれた状態で保管することが必要としている。

集約される副葬品については、平成25年6月にアイヌ政策推進会議が了承した「遺骨と帰趨を伴にする」という基本的な考え方を踏まえ、遺骨と同じような保管でもって差し支えないものは、原則として遺骨と同室において保管する。ただし、その場合に短期間で著しく現状を損なう可能性があるものについては、特別な取り扱いを検討する必要があるとしている。

また、遺骨の取り扱いに際して、その尊厳に配慮することが極めて重要なので、遺骨等の状態を維持するためには厳格な管理が必要としている。

保管するための施設については、ここまでの提言を踏まえた施設にするとともに、かつてはアイヌの皆さんの間では土葬が一般的であったということに鑑みて、原状回復を想起できるような外観とする。また、厳重な管理のため、災害への耐久性を確保するとともに盗難等の被害から防止するための措置を講ずることとしている。

慰霊の在り方については、国として宗教的中立性に鑑みる必要があるとともに、象徴空間基本方針においても「アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を図る」とされていることを踏まえると、基本的にはアイヌの皆さんの自主性に委ねられるべきものであり、その内容はアイヌの皆さんの中でよく議論される必要があるとし、また、北海道アイヌ協会の総会決議も含めて、より一層の議論がされる必要があるとしている。

調査及び研究の在り方については、個人又は個体が特定されていない遺骨は、可能な限り特定されることが重要である。科学的手法による特定の可能性については、現在、文部科学省において検討しているが、その結果を踏まえて、具体的な検討を進めていく必要があるとしている。

なお、アイヌ遺骨等を用いた調査・研究を行うことは、アイヌの皆さんのアイデンティティーの基盤となる歴史や由来の解明にも資するものであることから意義があることと認められる。今後、仮に

アイヌ遺骨等を用いた調査・研究が行われる場合には、その成果がアイヌの皆さんに還元され、アイヌの皆さんの気持ちに十分配慮することが重要なので、この調査・研究が可能となる条件について、アイヌの皆さんと関連研究者等との間で十分に検討することが求められるとしている。

返還の在り方については、基本は御遺族に返すというのが原則ではあるが、昨年行った地域意見交換会等において地域返還を希望する声も聞かれたことから、その在り方について検討を引き続き進める必要がある。

なお、地域返還については、どういった方がその引き受け手になるべきかなどということについて整理した上で制度設計を進める必要があり、また、実際の地域返還に当たっては、地域返還のためのガイドライン及び当事者間の契約の標準約款案を作成することが必要であるとしている。

また、地域返還後に事後的な紛争が生じる場合は、当事者間の解決に委ねざるを得ないが、極力、そのようなリスクを減らすよう配慮することが求められるとしている。

- 「Ⅲ. 北海道外アイヌの生活実態調査を踏まえた全国的見地からの施策の展開」については、高等教育機関への進学支援、生活相談に対応するための措置、アイヌの就労を支援する職業訓練、首都圏におけるアイヌの人々の交流の場の確保について記載している。

まず、高等教育機関への進学支援については、昨年度、日本学生支援機構における無利子奨学金の貸与が受けやすくなるよう基準が緩和され、対象者の認定業務を北海道アイヌ協会が実施し、今年5月には第三者委員会を開催し奨学金貸与の手続きが進められたところであり、今後、こうした実績を踏まえて、より多くのアイヌの皆さんに活用されるよう幅広く周知していく必要があるとしている。

生活相談事業については、厚生労働省において実施した調査・研究事業の結果を踏まえ、引き続き電話による生活相談への対応を求めるとしている。

職業訓練については、実施の方法や開催時期等を検討するなど、相談希望者が参加しやすいよう考慮した相談会の開催を求めるとしている。

首都圏におけるアイヌの皆さんの交流の場の確保については、首都圏のアイヌの団体から選出された代表者4名と内閣官房において現在協議中のため、具体的な提言は記載していない。

- 「Ⅳ. 国民理解を促進するための活動」について。

「イランカラプテ」キャンペーンについては、引き続き、観光を切り口とした取組を展開しつつも、オリンピック・パラリンピック東京大会の開催や象徴空間の一般公開に向け、民間企業等と連携しつつ、北海道の玄関口である新千歳空港における展示等の更なる充実を図るなど、国内だけではなく、海外にも目を向けた取組を展開し、効果的に情報発信するなど、地域創生や観光振興、国際親善を一体的に推進する方策を検討し、アイヌ文化等への理解促進につなげていくことが重要であるとしている。

国民の理解度の意識調査については、これから調査を実施するため、部会としての提言は調査結果が判明してから検討することとしている。

## ②主な質疑応答

- 「イランカラプテ」キャンペーンにしても、道外アイヌの交流の場の確保にしても、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会まで実施するという取組の全てをひっくるめて、日本の先住民族はアイヌなのだから、日本の一番大きい都市の東京都をなぜ巻き込まなかったのかというのが気になった。

東京都を巻き込めれば、首都圏でアイヌが交流できて、かつ北海道まで行けない本州の人たちがアイヌのことを学ぶ場所として、道外アイヌが求めている施設もつくりやすくなると思うし、「イランカラプテ」キャンペーン、北海道のおもてなしの言葉と言っているが、日本の先住民族はアイヌなのだから、北海道に限定せずに日本のおもてなしの言葉につなげるための方法を考えてほしい。

- 急な要望なので、よく考えてみる。
- 考えてみただけで終わらないで、結果が欲しい。
  - 何しろテーマが大きいので、十分しかるべく御検討いただきたい。
- 先程の意見はもっともで、例えば象徴空間の運営協議会について事務局から説明があったが、私たちは何度も申し上げているが、これは北海道アイヌ協会が、北海道のアイヌが、日本のアイヌが求めている国民理解のための象徴空間なのだから、やはり全道の、あるいは全日本のアイヌがこれに参画しなければいけないと思う。

新千歳空港でのアイヌ展示の充実というのは当然だと思うし、カナダでは全てと言っていいくらい、オーストラリアでもアメリカでもそうだが、たくさんの空港にはその先住民族の展示などがある。そういうことを考えれば、なぜ新千歳空港だけなのかと。先程の意見は当然だと思うし、日本の先住民族ということ象徴空間でもアピールをしなければいけないと思う。

道外アイヌの施策についても、これはこの会議ができたときから求めている問題であり、そういう政策を特にお願いして実態調査も行ったので、今の意見について私は強く応援をしたいと思う。

- 各地域との連携方策の必要性のところ「広域関連区域に指定する」とあるが、これをもう少し具体的に説明してほしい。

- 具体的にどういうものを対象にするのかまでは決まっていないが、例えば古式舞踊を例にすると、これは白老の民博以外に阿寒や二風谷でも取り組んでいる方が大勢いたり、札幌市内などでも保存会があるのだが、そういった方々がこの象徴空間の取組に具体的にどういった形で参画できるのか、その役割分担や連携をどう図っていけばいいのかというのを、地域の皆さんのお話も聞いたうえで展開していきたいと考えている。

よって、今、具体的内容を特定してしまうと議論の幅が狭まってしまうので抽象的な書き方にさせていただいているのだが、ハードが整備される白老町だけではなく、その体制として地域がどう関わっていくのかということ、皆さんの意向も踏まえながら具体化していきたい。この部会報告が公開された後に地域の皆さんに直接報告した上で、役割分担や連携に関する考え方を示しながらご意見をいただきたいと考えている。

- 各地域との連携が象徴空間の成否を左右するというのは以前から御指摘のあるところなので、それについては今後、事務局から説明があったように、各地域からの具体的要望も踏まえて、きちんと対応していく必要があると思う。できるだけお受けして、中に盛り込めるような受け皿をこういう形でつくっておいたということなのだと思う。

- 「象徴空間の一体的運営に係る基本的な考え方」に記載のある「基本計画」や「中期事業計画」、「運営協議会」については、広域関連区域と連動するというように考えているのかと思うが、そこはそういう連関があると理解していいか。

- はい。

- 広域関連区域については本当に重要なことだと思う。今、具体的にどうするとは言えないと思うが、例えば、阿寒のイコロがどういうことをどうやっているのかとか、札幌のピリカコタンはどのような組織でどのようにやっているのかとか、いろいろな情報を発信することはどうなのかということにつながっていくと思うので、白老だけでやらないようによろしくお願ひしたい。

- これまでも各地域との連携の重要性というものは、先ほど申し上げたように繰り返し御指摘があったわけだが、ただ、ある意味抽象的な重要性の指摘に留まっていて、それを具体的にどう反映させるのかという、その反映の仕組みが示されていなかったというのが問題であったかと思う。それで今回はこういう形で盛り込む、いわば受け皿をつくったということで、この中を当然埋めなければいけないので、具体的な御提案を受けながらきちんとしたものをつくっていききたいと考えていることと思う。

- 道外施策のうち「生活相談に対応するための措置」のところ、「電話による生活相談への対応を求める」となっているが、求めたけれども、相手側の省庁は聞き流しただけで終わったということにならないのかという不安があって、求めるのではなくてやりなさいというような、逃げられないように確実に、この相談対応に担当省庁が動かざるを得ない文言にしていきたい。

- こういう文書の性格上、成算がないことは書かないだろうと思う。

- 象徴空間の運営主体について、文化財機構との関連はどのようになったのか。また、この運営主体は場合によっては指定管理のような形で管理運営するのか。

- 閣議決定の基本方針では、運営主体を指定するということまで定めており、具体的にどういう制度で指定するのかは引き続き検討しなければならない。

運営主体が担うべき業務が多岐に渡るため、既存の制度でできるのか、あるいは新たな制度設計が必要なのかということも含めて、今後、制度官庁と根拠を整理していくことになる。何らかの制度的な根拠がないと入札で決定するということになるが、安定的に管理運営できるような仕組みにするというのが閣議決定での本旨なので、そのような形でこれから調整するということが御理解いただきたい。

- 遺骨の保管の在り方について、「最適な温湿度等が保たれた状態で保管する」というのは、北海道でもかなり面倒な状況ではないかと思うのだが、これに費用がかかりかかった場合はどうするのか。
- 各大学からは任意に遺骨を提出してもらうので、返還や研究に支障がない範囲で、どのような水準で保管するのかというのは、今後各大学とも相談し検討する必要がある。  
参考事例としては、重要な文化財・美術品の管理について、温度と湿度は一定の範囲内にしなければならないというユネスコの基準などもあるようなので、そういった基準も考慮しながら関係者と検討する必要がある。前提となる条件が定まっていないので、今の段階では保管にかかる費用がいくらかという見積りはできていない。
- 先に関わってくることなので、「最適な温湿度等が保たれた状態」という文言を何とかしたほうが作業はやりやすくないか。
- 一般論で言えば、この「最適な温湿度」というのは、環境次第によっては自然環境を含むということになり得るから、必ずしも拘束度の高いものではないという受けとめ方もできると思う。  
また、遺骨等を保管するための施設については「原状回復を想起できる」という言葉が残っているが、「土盛り」という言葉が前回の案から外れているので、その意味でも設計の自由度は従来よりは高まっている。そういった意味でコストとの見合いでより適切な設計とする可能性は高まったのではないかと思う。
- 遺骨等は国が責任を持ってずっと保管し続けるのだらうと思っていたのだが、将来、金がないという事で急にアイヌへ返還するというようなことにはならないと考えていいか。
- 昨年の閣議決定においては、アイヌの方々が自ら管理するまでの間、お預かりするというのが管理施設の基本方針とされているので、未来永劫お預かりするという建前ではないということを御確認いただきたい。
- そうであれば、アイヌが自力で管理できるようになったときに、維持できる規模でなければ潰れてしまうということになる。
- こういう管理施設のようなものの中でお預かりするのがいいのか、あるいは土に戻すという形にするのがいいのか、それも含めて、アイヌ民族の中で御議論いただくべきことだろうと考える。少なくともアイヌ民族の中でそういった議論がまとまるまでの間、国として責任を持って、現状を維持できるような形でお預かりするという性格の施設であろうと考えている。
- 「副葬品は、遺骨と同室での保管を原則とし」とあるが、北海道アイヌ協会の総会決議の文言の中には「人骨と副葬品を分けて、永続的に最良の状態で作存」とある。これは北海道アイヌ協会としてどのようにお考えになるのか。
- この問題については、博物館におけるアイヌ遺骨等の保管状況調査の結果が判明した段階で内部で検討しなければいけない。  
また、地域への返還については裁判等が起きている事案もあるが、北海道アイヌ協会自体は組織率が低く、10%に満たない市町村も多々あり、そういった場合に組織の方々だけに返しているのかという問題もあるので、それはこれから地域で話し合ってもらおうということにもなる。  
集約したからといって、持っていた大学の責任がないとは言えないということはずっと言い続けており、国もそういった政策を明治以降行ってきたという責任がある。アイヌ民族としてのアイデンティティー、あるいは日本の中でどういう立場なのかということも含めて、研究や調査も必要だということは総会で話している。
- 平成28年度に予定されている学習指導要領の大幅な改訂について、これは特に国語や社会、歴史教育を強化し、日本人としての主体性、アイデンティティーに関わる教育の充実ということがうたわれており、これは日本国民としての、加えてアイヌとしてのアイデンティティーということで、主体性に係る問題にも関わってくる。それは象徴空間の全部の事業と、学校教育や歴史教育、文化を含めて、周辺整備をしていかなければならない問題ではないかと思う。  
例えば、日本の編年表というのは1本の帯になっているが、北海道には縄文や弥生、古墳などがなく、沖縄も含めると同じくそのような形で3本の帯が実態だと思う。そういったものが担保されて、内なる国際化というものが国民の中にきちんと定まれば、象徴空間の発信の内容や取組にも相乗効果が現れてくるのではないか。前の有識者懇談会の後に、教科書などは非常に記載量が増えて、そういう意味で、学習指導要領、あるいはそれに伴う改革の中に、是非、この関係する取組や働きかけを継

続きで強化していただければと思う。

これは非常に大切なことなので、座長あるいは事務局のほうにお預けしたいと思う。

- ただいまの御発言は、今回の報告そのものに反映するということではないが、この中でもうたわれている事柄に関係する、あるいはこの作業部会で従来からずっと検討してその重要性が指摘されている教育のあり方に直結する問題なので、是非しかるべきところでしかるべく検討をして、今のような御発言を踏まえていただければと考える。

- 今の発言は重要なことであるから、各省庁にはこのことによって日本国民の見る目が変わってくるということをお認めしていただければありがたいと思う。

また、お礼も言いたいのは、過去には教科書にも記入されなかったアイヌが、最近、先住民族と認めていただいてから、遠山元文部科学大臣の大変力強い言葉をいただき、このことが大きく進んだと思いき感謝している。

この先も歴史認識がどうであるかを教科書の中にきちんと記載してもらい、国民に理解を深めていくことをお願いしたいと思う。それは差別だからどうのということではなくて、当たり前のことを当たり前を書いてもらえれば当たり前になると思うので、よろしくお願ひしたい。

- 事務局から報告のあった作業部会報告（案）については、これをもってアイヌ政策推進会議に報告させていただきたいがよいか。

（異議なし）

## 2. その他

- 今日、このように各省庁の皆さんが時間をつくって、アイヌのために集まっていたことに感謝している。140年にしてようやくここまで来たので、引き続きお願いしたい。

世界考古学会の第8回総会が、京都で来年8月28日から9月2日まで開催され、世界の方々が1,500～2,000人集まると言われているが、この総会では文化遺産などのほかに、先住民族に関することや、植民地時代の負の遺産についてどうあるべきかということなどがテーマとなっており、北海道アイヌ協会としても参加を促しているところではあるので、皆さんにも承知いただきたい。

- 本日は作業部会報告が取りまとめられ、平成21年の有識者会議報告を踏まえた施策の具体像がこれまでよりも一歩先に進んで明確になってきていると思う。

象徴空間の一般公開まであと4年しか残されていないが、特に遺骨の集約等に関してはできる限り早期に行うとされているので、今後も切れ目なく議論を続けていきたい。

この1年間、精力的に御議論いただき、取りまとめていただいた報告書をもとに、政府としてはアイヌ政策をさらに進めていきたいと考えている。

本日はありがとうございました。

（以上）